新たな隣保館等の今後のあり方について(工程表)

----→ 検討·準備·調整

→ 事業の実施

今後の基本的な方向		事業の美施 実施年度							
	基本方針		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
(1)住民主体のまちづくりをめざして	①地域と隣保館等の役割分担の明確 化	〇地域・各種団体への支援のあり方を明確にし、各地域の状況を踏まえながら住民(地域)主体のまちづくりを進める。	支援のあり方を明確にする	各地域 <i>の</i> 踏まえな					
	②自主的な住民活動によるまちづくり への取組	〇地域の人材育成とスキルアップをめざし各種研修の受講、資格の取得(隣保事業士等)を促進する。	実施					,	
	③隣保館等運営委員会の活性化	〇近隣・周辺地域からの運営委員の参画率を高め(過半数をめざす)、地域の実態に応じた多様な意見を反映させるとともに、まちづくりコーディネーターの参画・助言のもと、より開かれた隣保館運営をめざす。	>	近隣・周辺参画率向まちづくりコー				•	
				の参画					
(2)隣保館等の運営と職員の適正配 置について	①事業委託への移行	〇行政運営の効率化や住民サービス向上のため、隣保館・教育集会所における事務事業について見直しを行い、可能なものからNPO法人等への委託を進める。	可能なものから順次委託		欠委託 →				
	②指定管理者制度への移行	ONPO法人等への委託から指定管理者制度への移行に向けて条件整備を進め、可能な隣保 館等から実施する。	 移行 ²	 集備	>	—————————————————————————————————————	制度移行	 	
		〇平成27年度からアウトソーシングする業務の仕様内容を、人員の配置から業務内容・業務量 による算定に見直し、業務の効率化を図る。		配置から業務による算定に見		指定管理者	制度移行に伴し	実施	
	③職員の適正配置	〇隣保館等の事業の見直しとNPO法人等への業務のアウトソーシングに伴い、職員(教員、嘱託、臨時、保育所および幼稚園から勤務する職員を含む)を滅じ、配置を行わない。	>	事業の見直し に伴い、職員・	・ ・業務委託化 教員を減ずる。				
		〇嘱託職員については業務内容やその必要性などを検討し、平成25年度の採用者から公募により採用する。		公募による嘱	→ 託職員の採用				
(3)隣保館等の活性化をめざして	①住民交流・地域交流の促進	〇会館だより・ホームページ等の内容を充実するとともに、周辺地域を含め積極的に情報を提供する。	内容の充実	積極的な情報	提供			,	
		〇隣保館等と市民センターとの情報交換を行い、事業の連携や参加者の交流を促進する。	>	情報交換・連	携推進				
		〇既存の住民交流啓発事業(スポーツ、文化等)の内容、方法、実施主体を見直し、より交流が深まる取組を行う。	>	内容·方法·多	₹施主体の見直	:L			
	②教育、文化の向上をめざして	〇各種講座等について満足度や希望する講座などのアンケート調査を行い、ニーズに応じた講座等を企画し開催する。	>	アンケート調	査によるニーズ	の把握		,	
		〇講座等の参加者が事業内容等について、運営委員会へ提案できる機会を設ける。	>	運営委員会/	提案•事業見	直し		,	
		〇教育、福祉、就労等のなお残された課題解決につながる講座等の企画・開催に努める。(就職活動の面接講座、福祉分野の資格取得講座 等)	>	課題解決に向	けた講座の企	画・開催		:	

新たな隣保館等の今後のあり方について(工程表)

-----→ 検討·準備·調整

→ 事業の実施

今後の基本的な方向	基本方針		実施年度							
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
	③児童・生徒の自主的な仲間づくりの 推進 ④地域福祉・相談体制について	〇自主活動学級については地元大学生や地域ボランティアの参画を図りながら、自主的な仲間 づくり活動として取組を推進していく。	地元と	調整が整いる	文第順次実施			>		
		〇自主活動学級の学力補充部分は、全市的な学びのセーフティネットの取組の中で推進していく。	学び <i>の</i>)セーフティネ	: ットの整備		分は全市的なないとして			
		〇子ども会活動等の運営に地元大学生や地域ボランティアが参画し、子ども会活動等の自主運営 に向け支援を行う。		担い手の育り		▶────────────────────────────────────	管理への移行	→ に併せて実施		
		〇子どもを対象にした教室や講座については、ニーズに応じた内容に見直すとともに、幅広い参加を促すため、周知に努める。	子ども対象の講座の見直しを図る							
		〇地域の福祉課題に対応するため、NPO法人やボランティアグループ、福祉事務所などの関係機関等との連携を深め地域福祉のコーディネーターとしての役割を果たす。		相談機能強	化事業の活用	1				
		〇現行の隣保館デイサービス事業を核に、必要に応じてアンケート等を行い、ニーズに応じて内容を見直しながら高齢者、障害者等の生きがいづくり事業を実施する。 (介護教室・日常生活訓練・給食、配食サービス等の展開)	生きがいづくりの観点から見直し実施							
		○「健康くさつ21」や子どもの健康等をテーマとした講座による健康教育や介護予防講座、健康相談をニーズに応じて内容を見直しながら実施する。		ニーズに応	じて実施する					
		○子育てにかかる講座やサロン、担当課との連携による相談・啓発活動を実施する。		ニーズに応	じて実施する					
		〇嘱託職員の職種の統合等、体制を見直し、人権や福祉、就労等の各分野の相談や課題に対して総合的な対応が出来るようにする。				平成27:	年度から実施			
		〇各種相談への総合的な対応をめざして、人権センター、市の各部署、関係機関・団体との連携を さらに強化する。		連携強化・	継続					
(4)教育・啓発の推進について	各関係機関と連携・協働による教育・ 啓発事業の実施	〇人権センター、市民センター、地域の各種団体等との連携による人権講座等の教育・啓発事業を実施する。		連携による	教育·啓発					
(5)その他	隣保館等運営審議会への報告	〇基本方針を定め、効果的に事業を展開していくとともに、隣保館等運営審議会に対し、進捗状況 を報告する。	審議会開催 •報告	進捗管理				→ 審議会開催 ・報告		